

告 示

埼玉県告示第二百八十六号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年三月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一五―三―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字下新井字柿木台千三百六十番一 外二筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 百三十五・〇二一〇六立方メートル

浸透効果量 〇・〇六三七七立方メートル毎秒